

Press Release

2015年3月6日

三井住友アセットマネジメント株式会社 営業企画部
〒105-6228 東京都港区愛宕 2-5-1 愛宕グリーンヒルズ MORI タワー 28 階
Tel. 03-5405-0555 Fax. 03-5405-0666 <http://www.smam-jp.com>

SMAM ETF上場に関するお知らせ ～低コストを追求した指標連動型ETFを新規設定～

三井住友アセットマネジメント株式会社(代表取締役社長 CEO 横山 邦男)は、日経平均株価を連動対象とする「SMAM 日経225上場投信」、東証REIT指数を連動対象とする「SMAM 東証REIT指数上場投信」の2本を新たに設定し、2015年3月25日に東京証券取引所に上場する予定です。

記

当社が設定するのは、日経平均株価を連動対象とする「SMAM 日経225上場投信」および東証REIT指数を連動対象とする「SMAM 東証REIT指数上場投信」の2本です。上場日から全国の証券会社を通じて取引所での売買となります。上場当初の最低投資金額は、それぞれ19,000円程度となる見込みであり、少額での投資を行うことが可能となります。

連動対象である日経平均株価および東証REIT指数は、それぞれ日本の株式市場やREIT市場を代表する指標です。当社はこの新しいETFを機関投資家から個人投資家まで幅広く投資していただけるように、2つのETFの信託報酬を、「SMAM 日経225上場投信」では年間0.14%(税抜き)、「SMAM 東証REIT指数上場投信」では年間0.22%(税抜き)と、それぞれの指標を連動対象とするETFの中では最低水準と致しました。

また、決算回数を「SMAM 日経225上場投信」では年2回、「SMAM 東証REIT指数上場投信」では年4回としております。特に「SMAM 日経225上場投信」では、投資対象である株式の多くが配当落ちとなる3・9月の直後である4・10月を決算とすることで、投資家の利便性の向上を目指しました。

【SMAM ETF ロゴ】



【ロゴ コンセプト】

ETF の「E」をモチーフに、
イノベーティブ(新しいものを開拓する)
を起こす企業精神を、先進性(疾走感)や
未来などを見据える(羽)で表現しています。



SMAM 日経225上場投信
SMAM NIKKEI225 ETF



SMAM 東証REIT指数上場投信
SMAM REIT Index ETF



SMAM 日経 225 上場投信

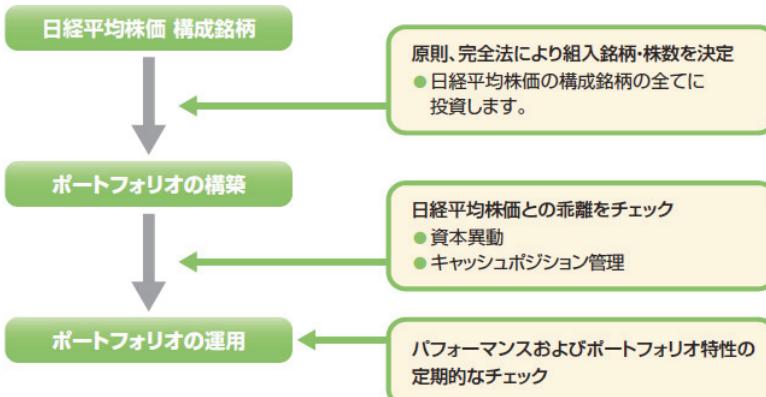
ファンドの目的

信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を日経平均株価(日経225)(以下「対象指数」ということがあります。)の変動率に一致させることを目的として運用を行います。

ファンドの特色

1 日経平均株価(日経225)に連動する投資成果を目指して運用を行います。

- 信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を日経平均株価の変動率に一致させることを目的として、日経平均株価に採用されている銘柄(採用予定の銘柄を含みます。)の株式に投資します。
- 信託財産中に占める個別銘柄の株数の比率は、日経平均株価における個別銘柄の株数の比率を維持することを原則とします。



2 上場投資信託(ETF)であり、通常の投資信託とは仕組みが異なります。

- 受益権は、東京証券取引所に上場(上場予定日：2015年3月25日)しており、株式と同様に売買可能です。
 - ・ 売買単位は、1口単位です。
 - ・ 取引方法は、原則として株式と同様です。
- 追加設定は、株式により行います。
 - ・ 追加設定にかかる受益権の取得申込者は、ユニット(対象指数を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成され、委託会社が対象指数に連動すると想定する、各銘柄の株式からなるポートフォリオ)単位で、株式による取得申込みを行うことができます。
 - ・ 委託会社は、取得申込受付日に適用されるユニットの銘柄および株数を決定し、販売会社に提示します。
 - ・ 原則として、金銭による取得申込みはできません。



● 受益権を株式と交換することができます。

- ・一定口数以上の受益権を保有する受益者は、当該受益権を当該受益権に相当する信託財産に属する株式と交換することができます。
- ・解約申込みにより、受益権を換金することはできません。

3

年2回(4月および10月の8日)決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います。

- 経費等控除後の配当等収益の全額を分配することを原則とします。
- 売買益(評価損益を含みます。)からの分配は行いません。
- 分配対象額が少額の場合等には、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

日経平均株価(日経225)について

● 指数の概要

日経平均株価(日経225)とは株式会社日本経済新聞社より発表されている株価指標で、東証第一部上場銘柄のうち代表的な225銘柄を対象に算出されています。

計算方法は、ダウ式修正平均株価で、連続性を維持するために必要に応じて除数を修正します。

算出式: 日経平均株価(日経225) = 指数採用225銘柄の株価*合計 ÷ 除数

*株価は、50円みなし額面以外は50円みなし額面に換算。

● 指数の著作権など

- ・日経平均株価は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、日経平均株価自体および日経平均株価を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。
- ・当ファンドは、三井住友アセットマネジメント株式会社の責任のもとで運用されるものであり、株式会社日本経済新聞社は、その運用および当ファンドの取引に関して、一切の責任を負いません。
- ・株式会社日本経済新聞社は、日経平均株価を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延もしくは中断に関して、責任を負いません。
- ・当ファンドは、日経平均株価に連動した投資成果を目標として運用しますが、当ファンドの基準価額と日経平均株価の指値の間に乖離が発生する可能性があります。
- ・株式会社日本経済新聞社は、日経平均株価の構成銘柄、計算方法、日経平均株価の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

主な投資制限

- 株式への投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への投資は行いません。

分配方針

年2回(4月および10月の8日)決算を行い、以下の方針に基づき分配を行います。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

- 経費等控除後の配当等収益の全額を分配することを原則とします。
- 売買益(評価損益を含みます。)からの分配は行いません。



SMAM

基準価額の変動要因

ファンドは、主にわが国の株式を投資対象としています。ファンドの基準価額は、組み入れた株式の値動き、当該発行者の経営・財務状況の変化等の影響により上下します。**基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。**

運用の結果としてファンドに生じた**利益および損失は、すべて受益者に帰属**します。したがって、ファンドは**預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく**、一定の投資成果を保証するものではありません。ファンドの主要なリスクは、以下の通りです。

株式市場 リスク	内外の政治、経済、社会情勢等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、これらに対する外部的評価の変動等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。
信用リスク	ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。
市場流動性リスク	有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

その他の留意点

- ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
- ファンドは、日経平均株価(日経225)の変動率に一致させることを目的として運用を行います。ただし、有価証券売買時のコストおよび信託報酬その他のファンド運営にかかる費用、指數構成銘柄と組入有価証券との誤差(各銘柄の構成比率と当ファンドにおける各銘柄の組入比率が完全に一致しないこと、当該指數を構成する銘柄が変更になること)、ならびに取得申込みの一部が金銭にて行われた場合および組入銘柄の配当金や権利処理等によってファンド内に現金が発生すること等の影響から、上記指數に一致しないことがあります。
- ファンドは、東京証券取引所に上場し、当該取引所で取引されますが、その取引価格は、当該取引所における需給関係等を反映して決まります。したがって、ファンドの基準価額と取引価格は一致しないことがあります。

リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、リスク管理部において信託約款等に定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング等、法務コンプライアンス部において法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行っています。当該モニタリングおよび確認結果等は、運用評価委員会、リスク管理委員会およびコンプライアンス委員会に報告されます。



お申込みメモ

取 得 単 位	1ユニット以上1ユニット単位 ※委託会社は、取得申込日の2営業日前までに、取得申込受付日(取得申込日の翌営業日とします。)に適用されるユニークの銘柄および株数を決定し、販売会社に提示します。 取得申込みにかかる口数は、委託会社が定めるものとし、1口の整数倍とします。
取 得 申 込	株式により取得申込みを行います。
取 得 價 額	当初申込期間：1口当たり当初設定日の前営業日における対象指数の終値(円単位未満は切り上げるものとします。)となります。 継続申込期間：取得申込受付日の基準価額となります。
解 約 申 込	解約申込みにより換金することはできません。
交 換 申 込	受益権と株式を交換することができます。
交 換 単 位	委託会社が定める一定口数の整数倍
交 換 價 額	交換申込受付日の基準価額となります。
交 換 株 式 の 交 付	原則として、交換申込受付日から起算して4営業日目から、振替機関等の口座に交換の申込みを行った受益者にかかる株式の増加の記載または記録が行われます。
申 込 締 切 時 間	原則として、午後3時までに取得、交換の申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものをその翌営業日の取得申込受付分とします。
取 得 の 申 込 期 間	当初申込期間：2015年3月23日 継続申込期間：2015年3月24日から2016年7月7日まで ※継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換 金 制 限	—
取 得・交 換 申 込 受 付 の 中 止 及 び 取 消 し	取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得、交換の申込みの受付けを中止させていただく場合、既に受け付けた取得、交換の申込みを取り消させていただく場合があります。
信 託 期 間	無期限です。(信託設定日:2015年3月24日)
繰 上 償 還	●委託会社は、信託期間中において以下に該当することとなった場合は、繰上償還させます。 1)受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合 2)対象指数が廃止された場合 3)対象指数の計算方法その他の変更等に伴って委託会社または受託会社が必要と認めた信託約款の変更が書面決議により否決された場合 ●委託会社は、受益者にとって有利であると認めるとき、残存口数が10万口を下ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、あらかじめ受益者に書面により通知する等の所定の手続きを経て、繰上償還させることができます。
決 算 日	毎年4月および10月の8日
収 益 分 配	年2回決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。(委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。) ※分配金は、原則として、毎計算期間終了後40日以内の委託会社の指定する日に、名義登録 受益者があらかじめ指定する預金口座等に当該収益分配金を振り込む方式により支払われます。
信 託 金 の 限 度 額	5兆円相当額
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運 用 報 告 書	作成、交付は行いません。



お申込みメモ

課 税 関 係	課税上は特定株式投資信託として取り扱われます。 特定株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用対象です。 益金不算入制度、配当控除の適用が可能です。
取 得 ・ 交 換 申 込 不 可 日	取得申込受付日、交換申込受付日が、以下に該当する場合には、取得、交換の申込みを受け付けません。ただし、委託会社の判断により、取得、交換の申込みの受け付けを行うことがあります。 1) 対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々の前営業日から起算して3営業日間 2) 対象指数の構成銘柄の変更および増減資等に伴う除数およびみなし額面変更実施日の各々3営業日前から起算して4営業日間 3) 計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日間(ただし、計算期間終了日が休日(営業日でない日をいいます。)の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内) 4) この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間 5) 上記1) ~4)のほか、委託会社が運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
配 当 落 日 お よ び 権 利 落 日 に か か る 取 得 申 込 み に つ い て	取得申込不可日の1)に該当する日(対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々の前営業日を除きます。)において、委託会社の判断により申込みを受け付けるときには、当該申込みにかかるユニットのうち、配当落または権利落対象銘柄の株式の時価総額に相当する金額については、金銭による取得ができるものとします。ただし、当該株式を取得するために必要な費用に相当する金額がかかります。ファンドの費用の欄外をご覧ください。

ファンドの費用・税金

● ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

取得時手数料	販売会社がそれぞれ別に定める額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
信託財産留保額	ありません。
交換時手数料	販売会社がそれぞれ別に定める額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	以下の1)および2)を合計した額とし、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。 信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率 1)ファンドの純資産総額に年0.1512%(税抜き0.14%)以内の率を乗じた額 2)株式の貸付けの指図を行った場合は、その品貸料に0.54(税抜き0.5)以内を乗じて得た額 ※2015年3月6日現在における上記1)および2)の率、委託会社と受託会社の配分(税抜き)は以下の通りです。 (今後、変更される場合があります。)											
	<table border="1"><thead><tr><th></th><th>合計</th><th>委託会社</th><th>受託会社</th></tr></thead><tbody><tr><td>1)の率</td><td>年0.1512%(税抜き0.14%)</td><td>年0.09%</td><td>年0.05%</td></tr><tr><td>2)の率</td><td>0.54(税抜き0.5)</td><td>0.25</td><td>0.25</td></tr></tbody></table>		合計	委託会社	受託会社	1)の率	年0.1512%(税抜き0.14%)	年0.09%	年0.05%	2)の率	0.54(税抜き0.5)	0.25
	合計	委託会社	受託会社									
1)の率	年0.1512%(税抜き0.14%)	年0.09%	年0.05%									
2)の率	0.54(税抜き0.5)	0.25	0.25									
※上記の配分(税抜き)には別途消費税等相当額がかかります。												
<table border="1"><thead><tr><th>支払先</th><th>役務の内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>委託会社</td><td>ファンド運用の指図等の対価</td></tr><tr><td>受託会社</td><td>ファンド財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行、名義登録・分配金支払事務等の対価</td></tr></tbody></table>		支払先	役務の内容	委託会社	ファンド運用の指図等の対価	受託会社	ファンド財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行、名義登録・分配金支払事務等の対価					
支払先	役務の内容											
委託会社	ファンド運用の指図等の対価											
受託会社	ファンド財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行、名義登録・分配金支払事務等の対価											



ファンドの費用・税金

その他の費用・手数料	<ul style="list-style-type: none">上記のほか、ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料等、資産を外国で保管する場合の費用等(それらにかかる消費税等相当額を含みます。)が信託財産から支払われます。これらの費用に関しましては、その時々の取引内容等により金額が決定し、運用状況により変化するため、あらかじめ、その金額等を具体的に記載することはできません。受益権の上場にかかる費用および消費税等に相当する金額は、信託財産中から支払うことができます。 ※2015年3月6日現在、新規上場料は新規上場時のファンドの純資産総額に0.0081%（税抜き0.0075%）の率を乗じた額、追加上場料は追加上場時の増加額に0.0081%（税抜き0.0075%）の率を乗じた額、年間上場料は毎年末のファンドの純資産総額に最大0.0081%（税抜き0.0075%）の率を乗じた額にTDnet利用料として12万円を加算した額、その他新規上場にかかる費用54万円（税抜き50万円）です。対象指数の商標(これに類する商標を含みます。)の使用料および消費税等に相当する金額および契約事務手数料(32.4万円(税抜30万円))は、信託財産中から支払うことができます。 ※2015年3月6日現在、商標使用料はファンドの純資産総額に年0.027%（税抜き0.025%）の率を乗じた額です。
------------	---

※ファンドの費用(手数料等)の合計額、その上限額、計算方法等は、ご投資家の保有期間に応じて異なる等の理由により、あらかじめ具体的に記載することはできません。

※対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日から起算して2営業日間に該当する日において、委託会社の判断により取得申込みを受け付けるときには、配当落または権利落対象銘柄の株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額として委託会社が定める金額(当該時価総額の0.15%)を徴することができます。

※取得申込者がユニットに含まれる株式の発行会社等である場合には、原則として当該株式の時価総額に相当する金額および当該株式を取得するために必要な経費に相当する金額(当該時価総額の0.15%)を金銭にて支払うものとします。

● 税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 分配金に対して20.315%
売却時及び交換時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 売却時及び交換時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は、2015年1月30日現在の情報をもとに記載しています。

※少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得から年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、特定株式投資信託の分配金の受取方法については、販売会社の口座で受領する「株式数比例配分方式」を選択する必要があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



SMAM 東証REIT指数上場投信

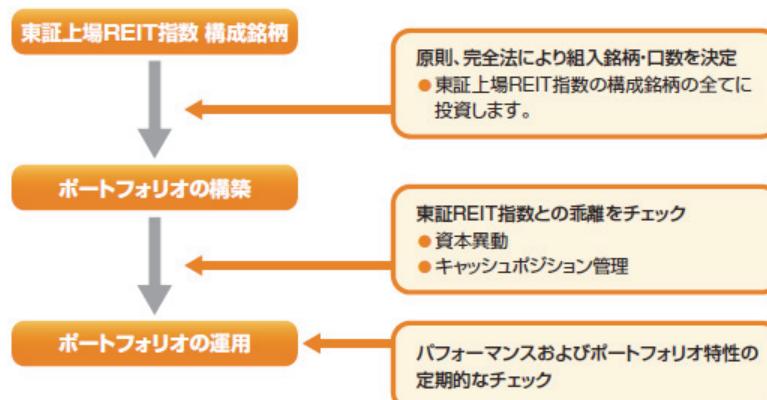
ファンドの目的

信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を東証REIT指数(以下「対象指数」といいます。)の変動率に一致させることを目的として運用を行います。

ファンドの特色

1 東証REIT指数に連動する投資成果を目指して運用を行います。

- 信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を東証REIT指数の変動率に一致させることを目的として、東証REIT指数に採用されている銘柄(採用予定の銘柄を含みます。)の不動産投資信託証券に投資します。
- 信託財産中に占める個別銘柄の口数の比率は、東証REIT指数における個別銘柄の時価総額構成比率から算出される口数の比率を維持することを原則とします。



※資金動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

2 上場投資信託(ETF)であり、通常の投資信託とは仕組みが異なります。

- 受益権は、東京証券取引所に上場(上場予定日: 2015年3月25日)しており、株式と同様に売買可能です。
 - ・ 売買単位は、10口単位です。
 - ・ 取引方法は、原則として株式と同様です。



● 追加設定は、不動産投資信託証券により行います。

- ・追加設定にかかる受益権の取得申込者は、ユニット(対象指数を構成する各銘柄の不動産投資信託証券の数の構成比率に相当する比率により構成され、委託会社が対象指数に連動すると想定する、各銘柄の不動産投資信託証券からなるポートフォリオ)単位で、不動産投資信託証券による取得申込みを行うことができます。
- ・委託会社は、取得申込受付日に適用されるユニットの銘柄および口数を決定し、販売会社に提示します。
- ・原則として、金銭による取得申込みはできません。

● 受益権を不動産投資信託証券と交換することができます。

- ・一定口数以上の受益権を保有する受益者は、当該受益権を当該受益権に相当する信託財産に属する不動産投資信託証券と交換することができます。
- ・解約申込みにより、受益権を換金することはできません。

3

年4回(毎年3月、6月、9月、12月の各8日)決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います。

- 経費等控除後の配当等収益の全額を分配することを原則とします。
- 売買益(評価損益を含みます。)からの分配は行いません。
- 分配対象額が少額の場合等には、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

東証REIT指数について

● 指数の概要

東証REIT指数とは東京証券取引所に上場している不動産投資信託全銘柄を算出対象とした時価総額加重型の指数です。東証REIT指数は、2003年3月31日の時価総額を1,000ポイントとして、東京証券取引所が算出・公表しています。

算出式：東証REIT指数 = 算出時の時価総額(円) ÷ 基準時の時価総額(円) × 1,000

● 指数の著作権など

- ・東証REIT指数の指数値および東証REIT指数の商標は、東京証券取引所の知的財産であり、この指数の算出、指数値の公表、利用など指数に関するすべての権利・ノウハウおよび東証REIT指数の商標に関するすべての権利は東京証券取引所が有します。
- ・東京証券取引所は、東証REIT指数の指数値の算出もしくは公表の方法の変更、東証REIT指数の指数値の算出もしくは公表の停止または東証REIT指数の商標の変更もしくは使用の停止を行うことができます。
- ・東京証券取引所は、東証REIT指数の指数値および東証REIT指数の商標の使用に関して得られる結果並びに特定日の東証REIT指数の指数値について、何ら保証、言及をするものではありません。
- ・東京証券取引所は、東証REIT指数の指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、東京証券取引所は、東証REIT指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- ・当ファンドは、東証REIT指数に連動した投資成果を目標として運用しますが、当ファンドの基準価額と東証REIT指数の指数値の間に乖離が発生する可能性があります。
- ・当ファンドは、東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではありません。
- ・東京証券取引所は、当ファンドの購入者または公衆に対し、当ファンドの説明、投資のアドバイスをする義務を負いません。
- ・東京証券取引所は、三井住友アセットマネジメント株式会社または当ファンドの購入者のニーズを、東証REIT指数の指数値を算出する銘柄構成、計算に考慮するものではありません。
- ・以上の項目に限らず、東京証券取引所は当ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を負いません。



ファンドのしくみ

- ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。



主な投資制限

- 不動産投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への投資は行いません。

分配方針

- 年4回(3月、6月、9月、12月の各8日)決算を行い、以下の方針に基づき分配を行います。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- 経費等控除後の配当等収益の全額を分配することを原則とします。
- 売買益(評価損益を含みます。)からの分配は行いません。

基準価額の変動要因

ファンドは、主に国内の不動産投資信託(リート)を投資対象としています。ファンドの基準価額は、組み入れたリートの値動き、当該発行者の経営・財務状況の変化等の影響により上下します。基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。運用の結果としてファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。したがって、ファンドは預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものではありません。ファンドの主要なリスクは、以下の通りです。

不動産 投資信託 (リート)に 関するリスク	リートの価格は、不動産市況や金利・景気動向、関連法制度(税制、建築規制、会計制度等)の変更等の影響を受け変動します。また、リートに組み入れられている個々の不動産等の市場価値、賃貸収入等がマーケット要因によって上下するほか、自然災害等により個々の不動産等の毀損・滅失が生じる可能性もあります。さらに個々のリートは一般の法人と同様、運営如何によっては倒産の可能性もあります。これらの影響により、ファンドが組み入れているリートの価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。
信用リスク	ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。
市場流動性リスク	有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。



その他の留意点

- ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
- ファンドは、東証REIT指数の変動率に一致させることを目的として運用を行います。ただし、有価証券売買時のコストおよび信託報酬その他のファンド運営にかかる費用、指数構成銘柄と組入有価証券との誤差（各銘柄の構成比率と当ファンドにおける各銘柄の組入比率が完全に一致しないこと、当該指数を構成する銘柄が変更になること）、ならびに取得申込みの一部が金銭にて行われた場合および組入銘柄の分配金や権利処理等によってファンド内に現金が発生すること等の影響から、上記指数に一致しないことがあります。
- ファンドは、東京証券取引所に上場し、当該取引所で取引されますが、その取引価格は、当該取引所における需給関係等を反映して決まります。したがって、ファンドの基準価額と取引価格は一致しないことがあります。

リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、リスク管理部において信託約款等に定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング等、法務コンプライアンス部において法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行っています。当該モニタリングおよび確認結果等は、運用評価委員会、リスク管理委員会およびコンプライアンス委員会に報告されます。

お申込みメモ

取 得 単 位	1ユニット以上1ユニット単位 ※委託会社は、取得申込日の2営業日前までに、取得申込受付日（取得申込日の翌営業日とします。）に適用されるユニットの銘柄および口数を決定し、販売会社に提示します。 取得申込みにかかる口数は、委託会社が定めるものとし、100口の整数倍とします。
取 得 申 込	不動産投資信託証券により取得申込みを行います。
取 得 価 額	当初申込期間：1口当たり当初設定日の前営業日における対象指数の終値に相当する値を円表示した価額（円単位未満は切り上げるものとします。）となります。 継続申込期間：取得申込受付日の基準価額となります。
解 約 申 込	解約申込みにより換金することはできません。
交 換 申 込	受益権と不動産投資信託証券を交換することができます。
交 換 単 位	委託会社が定める一定口数の整数倍
交 換 価 額	交換申込受付日の基準価額となります。
交 換 不 動 産 投 資 信 託 証 券 の 交 付	原則として、交換申込受付日から起算して4営業日目から、振替機関等の口座に交換の申込みを行った受益者にかかる不動産投資信託証券の増加の記載または記録が行われます。
申 込 締 切 時 間	原則として、午後3時までに取得、交換の申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものをその翌営業日の取得申込受付分とします。
取 得 の 申 込 期 間	当初申込期間：2015年3月23日 継続申込期間：2015年3月24日から2016年6月2日まで ※継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換 金 制 限	—



お申込みメモ

取得・交換申込受付の中止及び取消し	取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得、交換の申込みの受け付けを中止させていただく場合、既に受け付けた取得、交換の申込みを取り消させていただく場合があります。
信託期間	無期限です。(信託設定日:2015年3月24日)
繰上償還	<p>●委託会社は、信託期間中において以下に該当することとなった場合は、繰上償還させます。</p> <p>1) 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合 2) 対象指数が廃止された場合 3) 対象指数の計算方法その他の変更等に伴って委託会社または受託会社が必要と認めた 信託約款の変更が書面決議により否決された場合</p> <p>●委託会社は、受益者にとって有利であると認めるとき、残存口数が30万口を下回ることとなつたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、あらかじめ受益者に書面により通知する等の所定の手続きを経て、繰上償還させることができます。</p>
決算日	毎年3月、6月、9月、12月の各8日
収益分配	年4回決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。(委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。) ※分配金は、原則として、毎計算期間終了後40日以内の委託会社の指定する日に、名義登録 受益者があらかじめ指定する預金口座等に当該収益分配金を振り込む方式により支払われ ます。
信託金の限度額	1兆円相当額
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	作成、交付は行いません。
課税関係	課税上は上場証券投資信託として取り扱われます。 上場証券投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用対象です。 益金不算入制度、配当控除の適用はありません。
取得・交換申込不可日	取得申込受付日、交換申込受付日が、以下に該当する場合には、取得、交換の申込みを受け付けません。ただし、委託会社の判断により、取得、交換の申込みの受け付けを行うことがあります。 1) 対象指数の構成銘柄の分配落日および権利落日の各々の前営業日から起算して3営業日間 2) 対象指数の構成銘柄の変更および増減資等に伴う口数の変更日の各々3営業日前から 起算して4営業日間 3) 計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日間(ただし、計算期間終了日が休日 (営業日でない日をいいます。)の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算 して5営業日以内) 4) この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間 5) 上記1)~4)のほか、委託会社が運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれ のあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
分配落日および 権利落日に かかわる取 得申込みについて	取得申込不可日の1)に該当する日(対象指数の構成銘柄の分配落日および権利落日の 各々の前営業日を除きます。)において、委託会社の判断により申込みを受け付けるとき には、当該申込みにかかるユニットのうち、分配落または権利落対象銘柄の不動産投資 信託証券の時価総額に相当する金額については、金銭による取得ができるものとします。 ただし、当該不動産投資信託証券を取得するために必要な費用に相当する金額がかかり ます。ファンドの費用の欄外をご覧ください。



ファンドの費用・税金

● ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

取得時手数料	販売会社がそれぞれ別に定める額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
信託財産留保額	ありません。
交換時手数料	販売会社がそれぞれ別に定める額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	以下の1)および2)を合計した額とし、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。 信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率 1)ファンドの純資産総額に年0.2376%(税抜き0.22%)以内の率を乗じた額 2)株式の貸付けの指図を行った場合は、その品貸料に0.54(税抜き0.5)以内を乗じて得た額 ※2015年3月6日現在における上記1)および2)の率、委託会社と受託会社の配分(税抜き)は以下の通りです。 (今後、変更される場合があります。)														
	<table border="1"><thead><tr><th></th><th>合計</th><th>委託会社</th><th>受託会社</th></tr></thead><tbody><tr><td>1)の率</td><td>年0.2376%(税抜き0.22%)</td><td>年0.18%</td><td>年0.04%</td></tr><tr><td>2)の率</td><td>0.54(税抜き0.5)</td><td>0.25</td><td>0.25</td></tr></tbody></table>					合計	委託会社	受託会社	1)の率	年0.2376%(税抜き0.22%)	年0.18%	年0.04%	2)の率	0.54(税抜き0.5)	0.25
	合計	委託会社	受託会社												
1)の率	年0.2376%(税抜き0.22%)	年0.18%	年0.04%												
2)の率	0.54(税抜き0.5)	0.25	0.25												
※上記の配分(税抜き)には別途消費税等相当額がかかります。															
<table border="1"><thead><tr><th>支払先</th><th>役務の内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>委託会社</td><td>ファンド運用の指図等の対価</td></tr><tr><td>受託会社</td><td>ファンド財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行、名義登録・分配金支払事務等の対価</td></tr></tbody></table>					支払先	役務の内容	委託会社	ファンド運用の指図等の対価	受託会社	ファンド財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行、名義登録・分配金支払事務等の対価					
支払先	役務の内容														
委託会社	ファンド運用の指図等の対価														
受託会社	ファンド財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行、名義登録・分配金支払事務等の対価														
その他の費用・手数料	<ul style="list-style-type: none">上記のほか、ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料等、資産を外国で保管する場合の費用等(それらにかかる消費税等相当額を含みます。)が信託財産から支払われます。これらの費用に関しましては、その時々の取引内容等により金額が決定し、運用状況により変化するため、あらかじめ、その金額等を具体的に記載することはできません。受益権の上場にかかる費用および消費税等に相当する金額は、信託財産中から支払うことができます。 ※2015年3月6日現在、新規上場料は新規上場時のファンドの純資産総額に0.0081%(税抜き0.0075%)の率を乗じた額、追加上場料は追加上場時の増加額に0.0081%(税抜き0.0075%)の率を乗じた額、年間上場料は毎年末のファンドの純資産総額に最大0.0081%(税抜き0.0075%)の率を乗じた額にTDnet利用料として12万円を加算した額、その他新規上場にかかる費用54万円(税抜き50万円)です。対象指数の商標(これに類する商標を含みます。)の使用料および消費税等に相当する金額は、信託財産中から支払うことができます。 ※2015年3月6日現在、商標使用料はファンドの純資産総額に年0.0324%(税抜き0.03%)の率を乗じた額です。ただし、162万円(税抜150万円)を下回る場合は、162万円(税抜150万円)となります。														

※ファンドの費用(手数料等)の合計額、その上限額、計算方法等は、ご投資家の保有期間に応じて異なる等の理由により、あらかじめ具体的に記載することはできません。

※対象指数の構成銘柄の分配落日および権利落日から起算して2営業日間に該当する日において、委託会社の判断により取得申込みを受け付けるときには、分配落または権利落対象銘柄の不動産投資信託証券を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額として委託会社が定める金額(当該時価総額の0.15%)を徴することができるものとします。



ファンドの費用・税金

● 税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金	
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税	分配金に対して20.315%
売却時及び交換時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税	売却時及び交換時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は、2015年1月30日現在の情報をもとに記載しています。

※少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、特定株式投資信託の分配金の受取方法については、販売会社の口座で受領する「株式数比例配分方式」を選択する必要があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



当資料のご利用にあたっての注意事項

- 当資料は、三井住友アセットマネジメントが作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。当ファンド以外の特定の投資信託・生命保険・株式・債券等の売買等を推奨するものではありません。
- 当ファンドの取得のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)および契約締結前交付書面等の内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。投資信託説明書(交付目論見書)、契約締結前交付書面等は販売会社にご請求ください。また、当資料に投資信託説明書(交付目論見書)と異なる内容が存在した場合は、最新の投資信託説明書(交付目論見書)が優先します。
- 投資信託は、値動きのある証券(外国証券には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって元本や利回りが保証されているものではありません。
- 投資信託は、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また登録金融機関でご購入の場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。
- 当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 投資信託は、クローズド期間、国内外の休祭日の取扱い等により、換金等ができないことがありますのでご注意ください。
- 当資料は三井住友アセットマネジメントが、信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- 当資料に市場環境にかかるデータ・分析、運用・分配金実績、運用方針等が示される場合、それらは当資料作成時点のものであり、将来の市場環境・運用成果等を保証するものではありません。分配金は金額が変わる、または分配金が支払われない場合もあり、将来に關し述べられた運用方針も変更されることがあります。
- 当資料に掲載されている写真等がある場合、写真はイメージであり、本文とは関係ない場合があります。
- 当資料に第三者機関による評価が記載される場合、当該評価は過去一定期間の実績を分析したものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。



【三井住友アセットマネジメント株式会社について】

本社:〒105-6228 東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー 28階

代表者:代表取締役社長 兼 CEO 横山 邦男

資本金:20億円

Tel:03-5405-0555

Fax:03-5405-0666

URL:<http://www.smam-jp.com/>

事業内容:

- (1)投資運用業に係る業務
- (2)投資助言・代理業に係る業務
- (3)第二種金融商品取引業に係る業務

以上

本件に関するお問い合わせ先

三井住友アセットマネジメント株式会社

営業企画部

前橋 Tel.03-5405-0212

山口 Tel.03-5405-0350

三井住友アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第399号

加入協会:一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、

一般社団法人第二種金融商品取引業協会